



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.28-7 2017.7.5

経営革新サマーセミナーのお知らせ

「経営革新サマーセミナー」を下記の通り開催予定です。第1部では医師 麻植ホルム正之様を外部講師としてお招きし、昨年導入されたストレスチェックを交え、健康から経営を考える、職場環境の改善だけ

日時:2017年8月30日(水)15:00~17:40

場所:茅野市民館2Fコンサートホール

第1部 『健康経営 ~従業員と会社の健康~』

医師 麻植 ホルム正之氏

第2部 『人手不足時代で勝ち抜く働き方改革他』

社労士法人 柳澤会計 代表・特定社労士 野口栄治

『待たなし!中小企業の人手不足対応』

税理士法人 柳澤会計 チームリーダー 橋本健治



では成しえない従業員のメンタルヘルスマネジメントについてご講演いただきます。

また、セミナー終了後に納涼会を行います。セミナーと合わせてたくさんの方の参加を心よりお待ちしております。詳細につきましては同封のチラシをご覧ください。

経営者塾 第2回開講



6月22日(木)税理士法人柳澤会計・研修室において、経営者塾第2回「会社を伸ばす財務分析」を開講致しました。「財務諸表は人間でいうところの健康診断書です。問題を放っておくと気付かぬうちに大病を患うことも・・・」自社の成長に必要な現状分析・改善策の検討・モニタリングといった一連の流れについて事例を交えて講演させていただきました。経営者塾第3回「資金繰りに苦労しない財務戦略」は9月14日(木)開講予定です。参加申し込みは随時受け付けておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

上川アダプトクリーンウォークに参加しました

7月1日(土)本年度2回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われ、朝8時30分より社員18名が参加し、恒例となった地域貢献活動に汗を流しました。

あいにく天気が悪く、雨が降る中でのクリーンウォークとなりましたが、雨具をつかひながらゴミ拾いをしました。晴れた日に行うものとは違った充実感がありました。

本年度は、あと10月に、クリーンウォークが行われますので、続けて参加する予定です。



早期経営改善計画策定支援 ～自己の経営を見直しませんか～

「早期経営改善計画策定支援事業」という新たな中小企業向け施策が公表され、その利用申請が平成29年5月29日より開始されました。

中小企業庁のホームページ参照 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2017/170510kaizensien.htm>

早期経営改善計画策定事業とは？

資金繰り管理や採算管理等、早期段階から経営改善に取り組む中小企業を支援するものです。

中小企業が認定支援機関の支援を受けて、ビジネスモデル俯瞰図や資金計画・実績表等の早期の経営改善計画を策定し、金融機関に提出することで、自己の経営を見直すとともに適切な情報開示を進めることが目的です。

従来の経営改善計画策定支援事業（通称405事業）の簡易版と考えればよいでしょう。

<従来の経営改善計画との違いはなんですか？>

従来の経営改善計画は金融機関から返済条件を緩和してもらう等の金融支援を受けることを目的としていました。そのため、金融調整を伴う本格的な経営改善計画を作成する必要がありました。

しかし、この早期経営改善計画では、金融支援を目的とはせず、早期から自己の経営を見直すための資金計画・実績表等やビジネスモデル俯瞰図などの基本的な計画を作成し、金融機関に提出します。そして提出した計画に沿って経営をしていく事が目的です。

特徴とメリット

今回の早期経営改善計画策定支援の特徴として次のようなことがあげられます。

条件変更等金融支援を必要としないため、簡易な計画の作成となり、中小企業でも取り組みやすい。

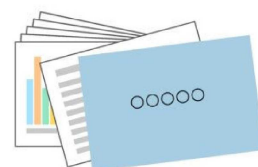
計画策定から1年後フォローアップで進捗を確認できる。

計画を策定することで、自社の状況を客観的に把握できる。

<費用補助（自己負担額が少なくなります。）>

また、認定支援機関に対する支払費用の補助があります。

計画策定に係る費用の2/3を上限（計画策定に係る補助上限額20万円）として補助があります。そして計画策定後のモニタリング費用についても費用の2/3（上限5万円）が補助されます。ただし、計画策定費用とモニタリング費用あわせて20万円が限度です。



こんな方にお勧め

今のところ返済条件等の変更は必要ないが、

- ・自社の状況を客観的に把握したい
- ・専門家等から経営に関するアドバイスが欲しい
- ・こここのところ資金繰りが不安定だ
- ・よくわからないが売り上げが減少している
- ・経営改善の進捗についてフォローアップをお願いしたい

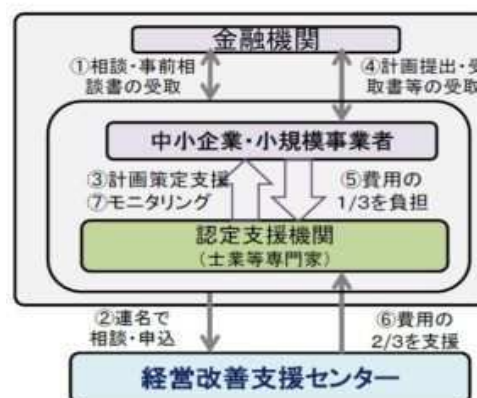
経営改善したい経営者の方はご連絡ください。

このような制度を利用して自社の経営を見直すことはとても良いことです。もし自社の経営に問題があって改善していきたいとお考えでしたら、この早期経営改善計画策定支援事業を利用してみませんか？

税理士法人柳澤会計も認定支援機関に認定されていますので精一杯お手伝いさせていただきます。

（山崎泰史）

（利用イメージ図）



Q 接待の領収書が5,000円超えてはいけないの？

法人税の計算上、交際費については、原則、費用（損金）になりません。ただし、飲食等の場合、一人あたり5,000円以下であれば、費用となります。

1. 交際費は、原則、費用(損金)にならない！

会社が支出する交際費は、企業会計からみれば必要な経費ですが、企業が使う巨額の交際費が社会問題になったこともあり、**法人税法上は、原則、交際費を費用(損金)としないこととされています。**



2. 費用(損金)になる交際費もある。

原則は、費用（損金）にならない交際費ですが、消費の拡大をはかる目的等で、次の場合は、法人税法上、費用(損金)となります。

1人あたり5,000円以下の飲食代

領収書を保存するとともに、所定の事項(いつ、だれと、いくら)を記録した書類の保存が必要です。

交際費のうち800万円を超える金額

資本金等の額が1億円以下の法人に限ります。

交際費のうち、接待飲食費の50%を超える部分の金額

資本金等の額が1億円以下の法人は、との選択制です。



Q 相手の名前がわからない支出には高い税金がかかる？

会社が支出したお金のうち、正当な理由もなく相手の名称や住所、内容が記載されていないものを、「**使途秘匿金**」といい、法人税法上は、高い税金がかかります。

1. 「**使途秘匿金**」の取扱い

法人税の計算上、費用にならない。(損金不算入)

通常の法人税とは別に**使途秘匿金の額 × 40%の税額が発生**する。

赤字でも使途秘匿金分は、納税の必要があります。



2. 「**使途秘匿金**」の具体例

- ・ 公共工事受注の便宜を図ってもらうためのワイロ。
- ・ 談合のための裏金など

上記の支出は、受け取った人の氏名が公になっては困るため、支払った会社は、相手を決して明らかにはしないことから、「**使途秘匿金**」となります。



3. 「**使途秘匿金**」に含まれないもの

使途秘匿金を、他の支出と区別する理由は、上記のような社会通念上望ましくないと考えられる支出を排除することにあるため、次の場合は、「**使途秘匿金**」に含まれません。

- ・ 資産の譲受けその他の取引の対価の支払としてされたものであることが明らかな支出。
- ・ 相手の氏名等の記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないとき。

(橋本 健治)

マイナンバー記載の住民税通知書の取扱い 及び 住民税の特別徴収原則義務化

特別徴収税額決定通知書に記載されるマイナンバーの取扱い

従業員の住民税を特別徴収（給与天引き）している事業者に対し提供される特別徴収税額決定通知書に、従業員のマイナンバーが記載されています。総務省からのお知らせによれば、特別徴収税額決定通知書により提供を受けたマイナンバーの利用に当たっては、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表し、必要な範囲に限って利用する必要があります、としています。

特別徴収税額決定通知書の用途から考えると、マイナンバーの記載が必要だったのか疑問も残りますが、社内のマイナンバー規程等に則り、適切な取扱いをお願いしたいと思います。

平成 30 年度から従業員の住民税を特別徴収に


長野県と県内全市町村では、平成 30 年度より原則すべての事業者が、従業員の住民税を特別徴収することとなりました。特別徴収は、従業員の住民税を事業者が給与天引きし、事業者が納税する制度です。

平成 29 年度まで普通徴収（給与天引きせず従業員が個人で納税する制度）を採用されている事業者は、平成 30 年度より原則特別徴収へ切り替わることになります。従業員の方へ周知いただくとともに、毎月の給与計算で住民税の処理を忘れないようにする必要があります。

なお平成 30 年度の住民税は、平成 30 年 6 月支給の給与より特別徴収することとなります。

長野県と県内全 77 市町村からの大切なお知らせ

平成30年度から
原則すべての事業主の皆様
従業員の**個人住民税**を特別徴収
していただきます



長野県県民センター（アルクマ）
020-253-2100

長野県と県内全 77 市町村からの大切なお知らせ

お勤めの方（給与所得者）で、
個人住民税を納税されている
方にお知らせです

平成30年度から
給与所得者の方の**個人住民税**が
原則**特別徴収**（給与からの差し引き納付）
になります

（北原隆幸）

職員コラム

～お世話になります、税理士登録した唐木田と申します～

唐木田 優

早いもので、柳澤会計の一員となって半年が経とうとしています。

慣れない環境、長く感じる通勤距離、初めての作業等、日々悪戦苦闘していますが、多くの発見、学びのある中で仕事は、やりがいがあり、またお客様第一と考え費やす時間は充実しています。

本年 6 月 21 日に税理士登録が完了しました。税理士としては駆け出しであり、一日も早く一人前の税理士となれるよう日々研鑽を積んでいきたいと思っております。

また、社内では経営支援チームに所属しており、お客様の黒字化支援のため経営計画のサポートをさせて頂く準備を進めています。“存続と発展”という企業における普遍的な経営目標をお客様に達成して頂き、お客様の“あんしん経営”を実現するためのお手伝いをさせて頂きます。

一方、プライベートでは、諏訪湖周辺を歩いて季節の変化を感じたり、必死に掃除をした後は家の中でゴロゴロしていたりと、特に代わり映えのない休日を送っています。

また、日用品等の買い物が好きのためセンターにはよく出掛け、園芸も家庭菜園もやらないのに新製品のチェックをしたり、購入はしないのに便利そうな文房具をチェックするのも楽しみのひとつとなっています。

仕事においては変化の大きい半年を過ごしてきましたが、日々の生活の中では変わらないものも多くありました。良いものは Keep（継続）し、Problem（問題）にはしっかりと向き合い、前向きに Try（挑戦）することを自身の活動理念とし、お客様から頼りにされ、それを自分の力に変えていけるよう、これからも日々精進していきたいと思っております。

